

教員採用選考試験第1次試験一部試験免除廃止について

区分	対象	試験種別							
		現行(平成30年度採用)				変更後(平成31年度採用)			
		一般教養	専門教科	小論文	面接	一般教養	専門教科	小論文	面接
前年度1次合格	前年度第1次試験合格者。 ただし、前年度試験で受験した同一の校種等及び教科(科目)を受験する場合。 <免除対象外> ・前年度スペシャリスト特別選考出願者 ・今年度スペシャリスト特別選考出願者 ・前年度に前年度第1次合格区分で免除を受けて第1次合格した者 ・前年度第1次合格で第2次を辞退した者								
大学推薦特別選考 (教師力養成講座修了者 推薦含む)	大学推薦を受け、特別選考による受験資格を得た者								
中・高外国語(英語)	志願者のうち以下のいずれかに該当する者。 ただし、一昨年4月1日以降に取得したものに限る。 ・TOEFLiBT92点以上若しくはPBT580点以上 ・TOEIC860点以上 ・英検1級合格者								
講師等経験者	全国の都道府県及び指定都市の公立・国立学校で ・常勤講師若しくは週10時間以上の非常勤講師 ・正規教員として5年の間に通算2年以上(実勤務月数として通算24月以上) ただし、任用に際して教員免許を必要とする職に限る。					廃止			
京都府内常勤講師特例 京都府内講師特例 (「常勤」を削除)	京都府内公立学校(京都市立除く)の常勤講師として5年の間に通算2年以上(実勤務月数として通算24月以上) <u>非常勤講師の場合は週10時間以上2年で1年換算を追加</u> ただし、講師経験と同一の校種及び教科(科目)、職種を受験する場合に限る。								
他府県現職	他の都道府県及び指定都市の公立・国立学校並びに府内私立高等学校の正規現職教員。 ただし、現職と同一の校種及び教科(科目)を受験する場合に限る。								

……受験が必要な試験

……来年度から新たに受験が必要な試験